

各 都道府県 児童福祉主管部（局）長 殿

厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長

### 保育士等処遇改善臨時特例事業の実施について

「安心こども基金管理運営要領」（平成 2 1 年 3 月 5 日 2 0 文科初第 1279 号・雇児保第 0305005 号文部科学省初等中等教育局長、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長連名通知の別紙）の別添 7 の 5 に定める「保育士等処遇改善臨時特例事業」については、以下によることとし、その円滑な実施を図るため、ご了知いただくとともに、管内市区町村への周知方よろしくご配意願いたい。

#### 1 基本的な考え方

待機児童の早期解消のため、保育所の整備等によって量的拡大を図る中、保育の担い手である保育士の確保が課題となっている。保育士の人材確保対策を推進する一環として、保育士の処遇改善に取り組む保育所へ資金の交付を行うことにより、保育士の確保を進めることとする。

#### 2 対象となる職員の範囲

- (1) 本事業は保育士の人材確保対策として実施するものであり、私立保育所に勤務する職員（非常勤職員を含む）とする。  
ただし、本事業の趣旨に鑑み、経営に携わる法人の役員である職員については、本事業による賃金改善の対象とはならないこと。
- (2) 本事業が保育士の人材確保対策として実施される趣旨を踏まえつつ、実際に賃金改善を実施する職員の範囲や賃金改善の具体的な内容については、各保育所の実情に応じて、各保育所において決定するものとする。

#### 3 支給要件等

交付を受けようとする保育所は、以下の支給要件を満たさなければならない。

- 一 民間施設給与等改善費の加算が停止されていないこと。
- 二 4 の第一号に定める方法により算出された交付見込額以上の賃金改善（平成 2 4 年度の保育所職員の賃金（退職手当を除く。以下同じ。）に対する改善をいう。以下同じ。）が見込まれた計画を策定している。
- 三 賃金改善の内容について記載した別紙様式 1 の「保育所職員処遇改善計画書」を

作成し、保育所職員に対して当該計画書の内容について周知を行うこと。

#### 4 保育所職員処遇改善計画書の作成等

(1) 保育所職員処遇改善計画書は、次の各号の記載事項を含んだ別紙様式1により作成すること。

一 交付見込額 算式1と算式2の合計額とする(千円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てるものとする)。なお、年齢別入所児童数は、過去の実績等を勘案し、実態に沿った見込数を用いることとする。

算式1 (アからエまでの合計額) × 6月分

ア 別に定める乳児事業費単価 × 4月初日の乳児入所児童数

イ 別に定める1~2歳児事業費単価 × 4月初日の1~2歳児入所児童数

ウ 別に定める3歳児事業費単価 × 4月初日の3歳児入所児童数

エ 別に定める4歳以上児事業費単価 × 4月初日の4歳以上児入所児童数

算式2 (アからエまでの合計額) × 6月分

ア 別に定める乳児事業費単価 × 10月初日の乳児入所児童数

イ 別に定める1~2歳児事業費単価 × 10月初日の1~2歳児入所児童数

ウ 別に定める3歳児事業費単価 × 10月初日の3歳児入所児童数

エ 別に定める4歳以上児事業費単価 × 10月初日の4歳以上児入所児童数

二 賃金改善見込額 各保育所において賃金改善実施期間における賃金改善に要する見込額(当該改善に伴う法定福利費等の事業主負担増加額を含む。)の総額であり、第一号の交付見込額以上の額

三 賃金改善を行う給与項目 増額もしくは新設した又はする予定である給与の項目の種類(基本給、手当、賞与又は一時金等)等を記載する。

四 賃金改善実施期間 原則4月から翌年3月まで

五 賃金改善を行う方法 賃金改善の実施時期や一人当たりの賃金改善見込額を、可能な限り具体的に記載すること。

(2) 本事業による交付を受けようとする保育所は、市町村に対して交付の申請を行う際に、(1)により作成した「保育所職員処遇改善計画書」を添えること。

(3) 本事業により賃金改善を行う給与の項目以外の給与水準を低下させてはならない。ただし、業績等に応じて変動することとされている賞与等が、当該要因により変動した場合についてはこの限りではない。

(4) 賃金増加分に対する実際の支払いの時期については、月ごとの支払いのほか一括して支払うことも可能とし、各保育所の実情に応じた方法によるものとする。

#### 5 実績報告等

(1) 本事業による交付を受けた保育所は事業年度終了後速やかに、市町村に対して次の各号の事項を含んだ別紙様式2の「保育所職員処遇改善実績報告書」を提出することとする。

一 交付総額

二 本事業による賃金改善実施期間

三 第二号の期間における次の事項

ア 対象となる職員の総数

イ 賃金改善を実施した職員の総数

ウ 職員に支給した賃金総額

エ 職員一人当たりの賃金月額

四 実施した賃金改善の方法

五 第四号の実施に要した費用の総額（賃金改善に伴う法定福利費等の事業主負担増加額を含む）（千円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てるものとする。） 法定福利費等の事業主負担増加額の計算に当たっては、各保育所の賃金改善方法等に応じた適切な方法による。

六 賃金改善に使用しなかった交付金の総額（返還額） 当該金額は、第一号の額から第五号の額を減じた額が千円以上の場合に記載すること。

七 職員一人当たりの賃金改善額

- (2) 本事業により交付を受けた保育所は、あらかじめ定められた賃金改善実施期間において実際に保育所職員の賃金改善に充てられた経費（当該改善に伴う法定福利費等の事業主負担増加額を含む）の額が交付総額を下回る場合には、その差額を返還しなければならない。
- (3) 保育所が虚偽又は不正の手段により本事業による交付を受けた場合には、市町村は既に交付された一部若しくは全部の交付額の返還を命じることとする。
- (4) 本事業により交付を受けた保育所は、事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ当該帳簿及び証拠書類を実績報告後5年間保管しておかなければならない。
- (5) 市町村は会計年度終了後速やかに別紙様式3により各市町村における実施状況について取りまとめの上、都道府県あて提出すること。
- (6) (5)の提出を受けた都道府県においては、別紙様式4によりとりまとめの上、翌会計年度の6月末日までに当職あて提出願いたい。

(別紙様式 1)

市町村名	
保育所名	

保育所職員処遇改善計画書 (平成 年度)

(1) 賃金改善について

①	交付見込額	円
②	賃金改善所要見込総額	円
③	賃金改善実施期間	平成 年 月 ~ 平成 年 月

(2) 保育士に係る賃金改善について

①	賃金改善所要見込額	円
②	賃金改善を行う給与項目 (該当する項目に○印を付すこと。手当等については、具体的名称を記載すること。)	基本給、手当 ( )、賞与 (一時金)、その他 ( )
③	賃金改善を行う方法	(留意点) 一人当たりの賃金改善月額などについても可能な限り記載すること。なお、当該改善額は見込かつ全体の平均で、法定福利費等の増加額も含み税引き前であるため、実際の個々人の手取り額とは必ずしも一致しない。

(3) 保育士以外の職員に係る賃金改善について

①	賃金改善所要見込額	円
②	賃金改善を行う給与項目 (該当する項目に○印を付すこと。手当等については、具体的名称を記載すること。)	基本給、手当 ( )、賞与 (一時金)、その他 ( )
③	賃金改善を行う方法	(留意点) 一人当たりの賃金改善月額などについても可能な限り記載すること。なお、当該改善額は見込かつ全体の平均で、法定福利費等の増加額も含み税引き前であるため、実際の個々人の手取り額とは必ずしも一致しない。

上記については、全ての職員に対し、周知をした上で、提出していることを証明いたします。

平成 年 月 日

保育所名  
代表者名 印

## 処遇改善計画書の記入について

「(1) 賃金改善について」及び「(2) 保育士に係る賃金改善について」の記入は必須である。保育士以外の職員に対する賃金改善を実施する場合は、「(3) 保育士以外の職員に係る賃金改善について」にも記入すること。

### (1) 賃金改善について

#### ①の「交付見込額」

交付見込額4の(1)の第一号により算出された額を記入すること。

#### ②の「賃金改善所要見込総額」

上記①の「交付見込額」以上の賃金改善が見込まれた計画を作成することが支給の要件となる

#### ③の「賃金改善実施期間」

実際に賃金改善を行う期間を記入すること(原則は4月から翌年3月までの12ヶ月)

なお、一時金の支払いのみであっても賃金改善実施期間は原則4月から翌年3月までの12ヶ月となる。

### (2) 保育士に係る賃金改善について

#### ②の「賃金改善を行う給与項目」

実際に賃金改善を実施する項目に○を付けること。手当を新設する場合は( )にその名称を記入すること。「その他」の場合は( )に具体的に記入すること。

#### ③の「賃金改善を行う方法」

賃金改善を行う給与項目、額、一人当たりの平均賃金改善額を具体的に記入すること。

(例)

基本給を4月から一人平均〇〇円改善するとともに、〇〇手当として一人平均〇〇円を勤務の評価により〇年〇月から〇月に支給する予定。

一時金として〇年〇月に、一人平均〇〇円を支給する予定。

### (3) 保育士以外の職員に係る賃金改善について

保育士以外の賃金改善を実施する場合については、「(2) 保育士に係る賃金改善について」の例により記入すること。

(別紙様式2)

市町村名	
保育所名	

保育所職員処遇改善実績報告書 (平成 年度)

(1) 処遇改善実績

①	交付総額		円
②	賃金改善実施期間	平成 年 月 ~ 平成 年 月	
③	賃金改善に要した費用の総額 (法定福利費等の事業主負担増加額を含む) (千円未満切り捨て)		円
	(再掲) 法定福利費等の事業主負担増加額		円
④	賃金改善に使用しなかった交付額 (返還額) (①-③)		円

(2) 保育士に係る処遇改善実績

ア常勤職員

①	対象職員 (実人員) ((1)の②の期間における延べ人数 (人月))		人
②	賃金改善を実施した職員 (実人員) ((1)の②の期間における延べ人数 (人月))		人
③	対象職員 (常勤換算数) ((1)の②の期間における延べ人数 (人月))		人
④	賃金改善を実施した職員 (常勤換算数) ((1)の②の期間における延べ人数 (人月))		人
⑤	支給した賃金総額 ((1)の②の期間における総額)		円
⑥	職員一人当たりの賃金月額 (一円未満切り捨て) (⑤÷③)		円
⑦	賃金改善に要した費用の総額 (法定福利費等の事業主負担増加額を除く) ((1)の②の期間における総額)		円
⑧	賃金改善の方法	基本給、手当、賞与 (一時金)、その他 ( )	
	改善した給与の項目		
	賃金改善の具体的な方法		
⑨	一人当たりの賃金改善月額 (一円未満切り捨て) (⑦÷③)		円

イ非常勤職員

①	対象職員（実人員） （(1)の②の期間における延べ人数（人月））	人
②	賃金改善を実施した職員（実人員） （(1)の②の期間における延べ人数（人月））	人
③	対象職員（常勤換算数） （(1)の②の期間における延べ人数（人月））	人
④	賃金改善を実施した職員（常勤換算数） （(1)の②の期間における延べ人数（人月））	人
⑤	支給した賃金総額 （(1)の②の期間における総額）	円
⑥	職員一人当たりの賃金月額（一円未満切り捨て） （⑤÷③）	円
⑦	賃金改善に要した費用の総額（法定福利費等の事業主負担増加額を除く） （(1)の②の期間における総額）	円
⑧	賃金改善の方法	基本給、手当、賞与（一時金）、その他（ ）
	改善した給与の項目	
	賃金改善の具体的な方法	
⑨	一人当たりの賃金改善月額（一円未満切り捨て） （⑦÷③）	円

(3) 保育士以外の職員に係る処遇改善実績

①	対象職員（実人員） （(1)の②の期間における延べ人数（人月））	人
②	賃金改善を実施した職員（実人員） （(1)の②の期間における延べ人数（人月））	人
③	対象職員（常勤換算数） （(1)の②の期間における延べ人数（人月））	人
④	賃金改善を実施した職員（常勤換算数） （(1)の②の期間における延べ人数（人月））	人
⑤	支給した賃金総額 （(1)の②の期間における総額）	円
⑥	職員一人当たりの賃金月額（一円未満切り捨て） （⑤÷③）	円
⑦	賃金改善に要した費用の総額（法定福利費等の事業主負担増加額を除く） （(1)の②の期間における総額）	円
⑧	賃金改善の方法	基本給、手当、賞与（一時金）、その他（ ）
	改善した給与の項目	
	賃金改善の具体的な方法	

⑨	一人当たりの賃金改善月額（一円未満切り捨て） (⑦÷③)	円

上記について相違ないことを証明いたします。

平成 年 月 日

保育所名  
代表者名

印



## 実績報告書の記入について

### (1) 処遇改善実績

#### ①の「交付総額」

本事業により交付された事業費の総額を記入すること。

#### ②の「賃金改善実施期間」

処遇改善計画書に記載した期間を記入すること。

#### ③の「賃金改善に要した費用の総額（法定福利費等の事業主負担増加額を含む）」

千円未満の端数は切り捨てること。

法定福利費等の事業主負担増加額の計算に当たっては、各保育所の賃金改善方法に応じた適切な方法により算出すること。なお、積算内訳（様式任意）を添付すること。

（再掲）法定福利費等の事業主負担増加額

法定福利費等の事業主負担増加額（円単位）を記入すること。

#### ④の「賃金改善に使用しなかった交付額（返還額）」

（1）の①の「交付総額」から（1）の③の「賃金改善に要した費用の総額（法定福利費等の事業主負担増加額を含む）」を差し引いた額が千円以上である場合に、その額を記入すること。

### (2) 保育士に係る処遇改善実績

#### ア 常勤職員

「常勤職員」の定義

##### 一 常勤専従

施設が定めた勤務時間（所定労働時間）のすべてを勤務し、施設内の他の職種及び併設施設等の他の職務に従事しない者

##### 二 常勤兼務

施設が定めた勤務時間（所定労働時間）のすべてを勤務し、施設内の複数の職務に従事する者又は併設施設等にも従事する者

#### ①の「対象職員（実人員）」

本通知2の「対象となる職員の範囲」に該当する職員について、賃金改善実施期間（原則12ヶ月）における延べ人数（人月）を記入すること。

#### ②の「賃金改善を実施した職員（実人員）」

上記①の「対象職員（実人員）」のうち賃金改善を実施した職員について、賃金改善実施期間（原則12ヶ月）における延べ人数（人月）を記入すること。

#### ③の「対象職員（常勤換算数）」

本通知2の「対象となる職員の範囲」に該当する職員の常勤換算数について、賃金改善実施期間（原則12ヶ月）における延べ人数（人月）を記入すること。

#### 【換算数】

常勤専従以外の者について、施設の所定労働時間すべてに従事した職員1人を「1.0人」とした場合の勤務時間人数をいう。

#### 【換算数の算出】

その職務に従事した勤務時間を施設の通常の勤務時間で除した数値を、少数点第2位を四捨五入し、少数点以下第1位まで算出する。得られた数値が0.1に満たない場合は「0.1」と記入。

※ 常勤専従は換算数の算出の必要はないこと。

#### 【換算数の計算式】 ア÷イ

ア：職員の1か月の勤務延時間数

イ：施設が定めている1週間の勤務時間（所定労働時間）×4（週）

※ 換算数の算出には残業時間は含めないこと

#### ④の「賃金改善を実施した職員（常勤換算数）」

上記③の「対象職員（常勤換算数）」のうち賃金改善を実施した職員の常勤換算数について、賃金改善実施期間（原則12ヶ月）における延べ人数（人月）を記入すること。

#### ⑤の「支給した賃金総額」

上記③の「対象職員（常勤換算数）」に対して支給した賃金総額（円単位）を記入すること。

#### ⑥の「職員一人当たりの賃金月額」

⑤の「支給した賃金総額」の額を③の「対象職員（常勤換算数）」の人数で除した額（一円未満切り捨て）を記入すること。

#### ⑦の「賃金改善に要した費用の総額」

法定福利費等の事業主負担増加額を除いた額（円単位）を記入すること。

#### ⑧の「賃金改善の方法」

改善した給与の項目に○印を付けること。その他は（ ）に具体的に記入すること。

賃金改善の具体的な方法については、できるだけ具体的に記入すること。

（例）基本給のベースアップで月額〇〇円支給し、〇年〇月に一時金として〇〇円を支給。

なお、(2)の①「対象職員（実人員）」と②「賃金改善を実施した職員（実人員）」に差が生じている場合は、賃金改善を実施した者の選定方法（例：勤続年数により選定など）や具体的な賃金改善方法について記入すること。

（例）勤続年数〇年以上の職員を対象に賃金改善を実施した。

勤続年数〇年以上の職員にベースアップで月額〇〇円支給した。

勤続年数〇年までの職員にベースアップで月額〇〇円支給した。

#### ⑨の「一人当たりの賃金改善月額（一円未満切り捨て）」

④「賃金改善を実施した職員（常勤換算数）」の額を③「対象職員（常勤換算数）」の額で除した額（一円未満切り捨て）を記入すること。

#### イ 非常勤職員

「非常勤職員」の定義

常勤以外の職員

#### (3) 保育士以外の保育所職員に係る処遇改善実績

(2)の例により記入すること。

(別紙様式3)

処遇改善実績報告書 (平成 年度) (市町村分)

市町村名	
実施保育所数	

(1) 処遇改善実績

①	交付総額	円
②	賃金改善に要した費用の総額 (法定福利費等の事業主負担増加額を含む) (千円未満切り捨て)	円
	(内数) 法定福利費等の事業主負担増加額	円
③	賃金改善に使用しなかった交付額 (返還額) (①-②)	円

(2) 保育士に係る処遇改善実績

ア 常勤職員

①	対象職員 (実人員)		人
	((1)の②の期間における延べ人数 (人月))		
②	賃金改善を実施した職員 (実人員)		人
	((1)の②の期間における延べ人数 (人月))		
③	対象職員 (常勤換算数)		人
	((1)の②の期間における延べ人数 (人月))		
④	対象職員 (常勤換算数)		人
	((1)の②の期間における延べ人数 (人月))		
⑤	支給した賃金総額		円
	((1)の②の期間における総額)		
⑥	職員一人当たりの賃金月額 (円未満切り捨て)		円
	(⑤÷③)		
⑦	賃金改善に要した費用の総額 (法定福利費等の事業主負担増加額を除く)		円
	((1)の②の期間における総額)		
⑧	賃金改善の方法 (複数回答)		
	基本給		か所
	手当		か所
	賞与 (一時金)		か所
	その他 (具体例)		か所
⑧	対象者と賃金改善を実施した者に差が生じている場合の賃金改善を実施した者の選定方法	該当保育所数 (具体的事例)	か所
⑨	一人当たりの賃金改善月額 (円未満切り捨て)		円
	(⑦÷③)		

イ 非常勤職員

①	対象職員 (実人員)		人
	((1)の②の期間における延べ人数 (人月))		

②	賃金改善を実施した職員（実人員） （(1)の②の期間における延べ人数（人月））	人
③	対象職員（常勤換算数） （(1)の②の期間における延べ人数（人月））	人
④	対象職員（常勤換算数） （(1)の②の期間における延べ人数（人月））	人
⑤	支給した賃金総額 （(1)の②の期間における総額）	円
⑥	職員一人当たりの賃金月額（一円未満切り捨て） （⑤÷③）	円
⑦	賃金改善に要した費用の総額（法定福利費等の事業主負担増加額を除く） （(1)の②の期間における総額）	円
⑧	賃金改善の方法（複数回答）	
	基本給	か所
	手当	か所
	賞与（一時金）	か所
	その他 （具体例）	か所
対象者と賃金改善を実施した者に差が生じている場合の賃金改善を実施した者の選定方法	該当保育所数 （具体的事例）	か所
⑨	一人当たりの賃金改善月額（一円未満切り捨て） （⑦÷③）	円

(3) 保育士以外の職員に係る処遇改善実績

①	対象職員（実人員） （(1)の②の期間における延べ人数（人月））	人
②	賃金改善を実施した職員（実人員） （(1)の②の期間における延べ人数（人月））	人
③	対象職員（常勤換算数） （(1)の②の期間における延べ人数（人月））	人
④	対象職員（常勤換算数） （(1)の②の期間における延べ人数（人月））	人
⑤	支給した賃金総額 （(1)の②の期間における総額）	円
⑥	職員一人当たりの賃金月額（一円未満切り捨て） （⑤÷③）	円
⑦	賃金改善に要した費用の総額（法定福利費等の事業主負担増加額を除く） （(1)の②の期間における総額）	円
⑧	賃金改善の方法（複数回答）	
	基本給	か所
	手当	か所
	賞与（一時金）	か所
	その他	か所

	(具体例)	
	対象者と賃金改善を実施した者に差が生じている 場合の賃金改善を実施した者の選定方法	該当保育所数 <span style="float: right;">か所</span>
		(具体的事例)
⑨	一人当たりの賃金改善月額（一円未満切り捨て） (⑦÷③)	円

(別紙様式4)

処遇改善実績報告書 (平成 年度) (都道府県分)

都道府県名	
実施市町村数	
実施保育所数	

(2) 処遇改善実績

①	交付総額	円
②	賃金改善に要した費用の総額 (法定福利費等の事業主負担増加額を含む) (千円未満切り捨て)	円
	(内数) 法定福利費等の事業主負担増加額	円
③	賃金改善に使用しなかった交付額 (返還額) (②-③)	円

(2) 保育士に係る処遇改善実績

ア 常勤職員

①	対象職員 (実人員) (1)の2の期間における延べ人数 (人月))	人
②	賃金改善を実施した職員 (実人員) (1)の2の期間における延べ人数 (人月))	人
③	対象職員 (常勤換算数) (1)の2の期間における延べ人数 (人月))	人
④	対象職員 (常勤換算数) (1)の2の期間における延べ人数 (人月))	人
⑤	支給した賃金総額 (1)の2の期間における総額)	円
⑥	職員一人当たりの賃金月額 (円未満切り捨て) (⑤÷③)	円
⑦	賃金改善に要した費用の総額 (法定福利費等の事業主負担増加額を除く) (1)の2の期間における総額)	円
⑧	賃金改善の方法 (複数回答)	
	基本給	か所
	手当	か所
	賞与 (一時金)	か所
	その他 (具体例)	か所
	対象者と賃金改善を実施した者に差が生じている場合の賃金改善を実施した者の選定方法	該当保育所数 (具体的事例)  か所
⑨	一人当たりの賃金改善月額 (円未満切り捨て) (⑦÷③)	円

イ 非常勤職員

①	対象職員 (実人員) (1)の2の期間における延べ人数 (人月))	人
---	--------------------------------------	---

②	賃金改善を実施した職員（実人員） （(1)の②の期間における延べ人数（人月））	人
③	対象職員（常勤換算数） （(1)の②の期間における延べ人数（人月））	人
④	対象職員（常勤換算数） （(1)の②の期間における延べ人数（人月））	人
⑤	支給した賃金総額 （(1)の②の期間における総額）	円
⑥	職員一人当たりの賃金月額（一円未満切り捨て） （⑤÷③）	円
⑦	賃金改善に要した費用の総額（法定福利費等の事業主負担増加額を除く） （(1)の②の期間における総額）	円
⑧	賃金改善の方法（複数回答）	
	基本給	か所
	手当	か所
	賞与（一時金）	か所
	その他 （具体例）	か所
対象者と賃金改善を実施した者に差が生じている場合の賃金改善を実施した者の選定方法	該当保育所数 （具体的事例）	か所
⑨	一人当たりの賃金改善月額（一円未満切り捨て） （⑦÷③）	円

(3) 保育士以外の職員に係る処遇改善実績

①	対象職員（実人員） （(1)の②の期間における延べ人数（人月））	人
②	賃金改善を実施した職員（実人員） （(1)の②の期間における延べ人数（人月））	人
③	対象職員（常勤換算数） （(1)の②の期間における延べ人数（人月））	人
④	対象職員（常勤換算数） （(1)の②の期間における延べ人数（人月））	人
⑤	支給した賃金総額 （(1)の②の期間における総額）	円
⑥	職員一人当たりの賃金月額（一円未満切り捨て） （⑤÷③）	円
⑦	賃金改善に要した費用の総額（法定福利費等の事業主負担増加額を除く） （(1)の②の期間における総額）	円
⑧	賃金改善の方法（複数回答）	
	基本給	か所
	手当	か所
	賞与（一時金）	か所
	その他	か所

	(具体例)	
	対象者と賃金改善を実施した者に差が生じている 場合の賃金改善を実施した者の選定方法	該当保育所数 <span style="float: right;">か所</span>
		(具体的事例)
⑨	一人当たりの賃金改善月額（一円未満切り捨て） (⑦÷③)	円